

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件五件 三〇五
- 道路の供用を開始する件 三〇六
- 浸水想定区域を指定した件 三〇六
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三〇六
- 正 誤 三〇六
- 令和三年三月二十六日付け号外第十七号中 三〇九
- 令和三年三月三十日付け号外第二十一号中 三〇九
- 令和三年三月三十日付け号外第二十五号中 三〇九
- 令和三年三月三十一日付け号外第二十八号中 三〇九

## 告 示

### 福島県告示第五百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十六日から同年八月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内 堀 雅 雄
- コジマ×ビックカメラ福島店 福島県福島市丸子字広町一二番地一ほか

- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十六日から同年八月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内 堀 雅 雄
- コジマ×ビックカメラ方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十六日から同年八月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内 堀 雅 雄
- コジマ×ビックカメラ郡山店 福島県郡山市凶景二丁目一四八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十六日から同年八月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店 福島県会津若松市花春町二三七番地三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十六日から同年八月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建

設事務所で令和三年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一四号	伊達郡川俣町山木屋字小塚山一〇番二地先から 同 郡 同 町 山木屋字羽山向山三番一四地先まで	令和三年七月二六日

（道路計画課）

公 告

公告第三百二十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、新田川、小高川及び真野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。  
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十一年福島県公告第七十六号）（新田川水系新田川、小高川水系小高川及び真野川水系真野川に係る部分に限る。）は、廃止する。  
令和三年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄  
（河川整備課）

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への掲載の依頼があったので、次のとおり掲載する。  
令和三年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定

により、令和二年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和三年七月十六日

福島県市町村職員共済組合  
理事長 木 幡 浩

---

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年6月30日

福島県市町村職員共済組合  
理事長 木 幡 浩

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,842,291	5,322			52,123	242,012	757,529	763,733	484,043	486,604	128,960
	固定資産					3,108,000	4,941,142	150		1,976,659	26,313,923	3,763,263
	繰延資産									1,488		
資 産 合 計	3,842,291	5,322	0	0	3,160,123	5,183,154	757,679	763,733	2,462,190	26,800,527	3,892,223	
負 債	流動負債	13,641	5,322					1,770	5,961	189,967	24,865,993	
	固定負債	970,826				3,160,123	5,183,154	205,992	7,320	354,603	29,775	3,154,743
	負債合計	984,467	5,322	0	0	3,160,123	5,183,154	207,762	13,281	544,570	24,895,768	3,154,743
資 本	資本剰余金									1,015,038		
	積立金											
	利益剰余金	2,857,824						549,917	750,452	902,582	1,904,759	737,480
	資本合計	2,857,824	0	0	0	0	0	549,917	750,452	1,917,620	1,904,759	737,480
負債・資本合計	3,842,291	5,322	0	0	3,160,123	5,183,154	757,679	763,733	2,462,190	26,800,527	3,892,223	

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入	負担金	6,864,401	18,861,931	985,279	130,396		258,400	213,102			
	掛金	6,964,679	11,985,499	985,268				207,547			
	施設収入・商品売上								150,376		
	利息及び配当金	315				30,401	616	173	275	117	269,970
	その他の収入	940,567						89,780	41,695	41,590	4,638
	他経理からの繰入金							48,064		320,000	
前年度繰越支払準備金	973,750										
計	15,743,712	30,847,430	1,970,547	130,396	30,401	616	396,417	462,619	512,083	274,608	47,727
支 出	給付	6,517,559									
	役員給与						160,749	22,132		17,621	12,291
	旅費・事務費						20,082	1,977	3,423	2,236	1,424
	商品仕入								234		
	飲食材料費								33,248		
	委託費						1,186	7,351	5,932	89	
	支払利息					30,401	616			149,347	30,400
	連合会払込金	174,521									619
	負担金払込金	18,861,931	985,279	130,396							
	掛金払込金	11,985,499	985,268								
	事務費負担金払込金						114,753				
	連合会拠出金	661,039									
	老人保健拠出金										
退職者給付拠出金	96										
他経理への繰入金	48,064							320,000			
その他の支出	6,929,092					65,296	309,789	436,121	15,828	13,988	
次年度繰越支払準備金	970,826										
計	15,301,197	30,847,430	1,970,547	130,396	30,401	616	362,066	661,249	478,958	185,121	58,722
差引当期利益又は当期損失金(△)	442,515	0	0	0	0	0	34,351	△ 198,630	33,125	89,487	△ 10,995

正 誤

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

○令和三年三月二十六日付け号外第十七号中

一	下から一	あり	ありません
---	------	----	-------

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和三年三月三十日付け号外第二十一号中

一	下	一七	様式第二号、様式第三号、様式第五号	様式第一号から様式第四号まで
---	---	----	-------------------	----------------

○令和三年三月三十日付け号外第二十五号中

二一	上	後ろか	ら一六	掲げる
三八	上	後ろか	ら一九	掲げる

○令和三年三月三十一日付け号外第二十八号中

三	下	後ろか	ら五	令和三年法律第十一号	令和三年法律第 号
七	下	一〇	令和三年法律第七十号	令和三年法律第 号	令和三年法律第 号
一三	一〇	令和三年法律第十七号	令和三年法律第 号	令和三年法律第 号	令和三年法律第 号